

社会福祉法人菰野町社会福祉協議会 車両貸出規程

(趣旨)

第1条 菰野町社会福祉協議会（以下、「本会」という。）の会員である地域住民の方々等による移動制約者の移送等の活動及び福祉的活動等に対し、本会所有の車両（以下、「本会車両」という。）の貸出しを行い、社会参加及び福祉活動の推進を図ることを目的に「菰野町社会福祉協議会車両貸出規程」（以下、「本規程」という。）を定める。

(利用対象)

第2条 利用対象者は、町内に住所を有する 74 歳以下の個人及び町内に住所を置く事業所及び団体等（以下、「本会会員」という。）で、運転者本人とする。ただし、本会会員でなくても、本会会員である親族のための支援であることが確認できれば、利用対象者とする。

2 その他、本会会長が必要と認めた者。

(利用者登録)

第3条 本会車両を利用する者（以下、「利用者」という。）は、本会所定の登録用紙にて本会に登録しなければならない。

2 利用対象者であっても、交通違反や免許停止処分等の有る者、又は本会が不適当と認めた者は、本会の判断で登録を認めないことができる。

(利用目的)

第4条 利用目的は、在宅身体障がい（児）者及び歩行困難な在宅高齢者等の外出及び積極的社会参加の際、移動に大きな制限・制約を受ける方々の輸送及び本会がボランティア活動及び各種福祉団体等の活動推進に資するために必要と判断したもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（1）移動に制約のある者で、車椅子のまま車両への乗車が必要な者の移送。

（2）ボランティア及び福祉活動団体等で、積極的活動参加及び活動推進のため、研修や活動等に参加するための会場への移送。

(利用)

第5条 本会車両の利用は予約制とし、利用者は利用の2カ月前から本会に予約することができる。ただし一度に予約できる回数は4回を限度とする。

2 利用時間は、原則利用日の8時30分～17時までの間とする。

3 利用時間を越えて利用する必要がある場合は、利用者は事前に本会に別紙申請書を提出し、許可を得るものとする。

(利用範囲)

第6条 本会車両の利用範囲は、原則として隣接市町(いなべ市・東員町・四日市市)までとする。

- 2 利用範囲を越えて利用する必要がある場合は、利用者は事前に本会に別紙申請書を提出し、許可を得るものとする。

(車両)

第7条 貸出しする本会車両は、第4条第1号に該当するものを「福祉車両」、同条第2号に該当するものを「社協車両」とし、下記のとおりとする。

2 福祉車両

- (1) ダイハツタント(共同募金) 178号
三重582え・1688
- (2) ダイハツアトレ(共同募金) 190号
三重800あ・3132
- (3) ダイハツアトレ(共同募金) 177号
三重880あ・2895

3 社協車両

- (1) トヨタノア 148号
三重502な・6643

(実費負担)

第8条 本会車両の貸出しは無料とする。ただし、使用に要した車両のガソリン代は実費として本会に支払うものとする。

- 2 第4条第2号に該当するものは、実費負担は不要とする。また社協車両が使用できず、福祉車両を使用した場合も同様とする。
- 3 実費負担等についての詳細は別に定める。

(事故または故障の対応)

第9条 本会車両の利用中に事故または故障が発生した場合は、利用者は事故または故障の大小にかかわらず、速やかに法令上の処置を取るとともに、次に定めるところにより遅滞なく対処しなければならない。

- (1) 運転中に車両の異常または故障を発見した時は、直ちに運転を中止し、本会に連絡するとともに、本会の指示に従わなければならない。
- (2) 事故者がいる場合には、速やかに法令に基づく救護に努めなければならない。
- (3) 上記(1)(2)の他にも、運行中にトラブルが発生した場合には、本会に速やかに連絡をとりその指示を受けなければならない。
- (4) 利用中に生じた事故処理については、事故処理の終結に至るまで責任を負うこと。

(事故に伴う補償条件)

第10条 利用中に事故または故障等が発生したことにより損害が発生した場合、下記による当該車両の保険対応とする。但し、補償内容を変更する場合もある。

(1) 対人補償 無制限 (自動車損害賠償責任保険含む)

(2) 対物補償 無制限

(3) 車両補償 1 事故限度額時価額

(4) 搭乗者傷害補償 1 名 1,000 万円以内 (日数払い、入院額 7,500 円、通院日額 5,000 円)

(5) 人身傷害補償 1 名につき 3,000 万円

(6) 利用者が加入しているボランティア保険が該当するものについては、その範囲内とする。

2 前項に定める保険にかかわらず、損害金額の内 50,000 円までは、利用者の負担とする。また、付属品の紛失、破損等についても同様の負担とする。

3 法令違反等運転者に明らかな過失があったと本会が判断した場合は、第1項に定める補償は適用しないことがある。

4 保険金が給付されない損害及び第1項の定めにより給付される保険金額を超える損害については、利用者の負担とする。

5 利用者は、本会車両の運行により損害を被った場合、第1項の定める保険金の支払いを受けることの外、本会に対して損害賠償、その他の請求を行わないものとする。

6 利用中に生じた本会車両の破損については、適切な処置を講じ、利用者にあきらかな過失が認められない場合は、責任を問わない。

(貸出し拒否及び取り消し)

第11条 次のいずれかに該当する場合は、本会は本会車両の貸出し又は予約及び登録を取り消すことができる。

(1) 故障等により安全な運行が不可能と判断したとき。

(2) 車検、点検期間。

(3) 突発的事故が生じたとき。

(4) 運転免許証所持の確認が出来ないとき。

(5) 利用者が、酒気を帯びていると判断したとき。

(6) 利用者が、麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状を呈していると判断したとき。

(7) 利用者が、過去の利用において、不適切な利用行為があったと判断したとき。

(8) その他、本会が適当でないと判断したとき。

2 利用者は、前項により本会車両を使用できなかったことにより生ずる損害については、本会に請求できないものとする。

（遵守義務）

第12条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）本会が行う「車両使用講習会」を必ず受講すること。
- （2）道路交通法及び関係法令を遵守し、適切で安全な運転を行うこと。
- （3）利用に際し、事前に必ず車両の始業点検を行うこと。
- （4）利用者は、利用内容を別に定める運行日誌に記録し、本会に報告すること。
- （5）車両の返却時には、必ず清掃を行うこと。
- （6）使用中に起こった軽微な事故や車両の損傷等についても、必ず本会に報告すること。
- （7）利用者は、車両利用時以外の事故や違反（免許停止処分以上に重い処分を受けたもの）については、必ず本会に申告しなければならない。
- （8）利用者の登録有効期限は毎年3月末日までとし、有効期限後の初回利用時までに更新登録手続きを行わなければならない。
- （9）本会車両を利用する際は、その都度、運転免許証の提示を行い本会の確認を受けなければならない。

（個人情報の取り扱い）

第13条 利用者として申し込みをした場合、本会が取得した個人情報は事業の運営に関わる事務等を行う際に利用することにも同意したものとみなす。

2 本会は、利用者の個人情報に関して、本事業の運営に関する目的以外には使用しない。

（その他）

第14条 この規程に定めのない事項は、必要により別に定める。

附 則

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年5月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年7月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年5月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年8月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年7月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月26日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年5月24日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年10月7日から施行する。